

# 申 立 書

## 1 家計急変事由

以下の項目に該当するものすべてに☑をしてください。

また、該当する事由に応じて(\*)の書類等(裏面参照)を提出してください。

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 減収<br>(*収入見込証明書等)      | <input type="checkbox"/> 失職<br>(*離職票等) | <input type="checkbox"/> 被災<br>(*減免通知書等) |
| <input type="checkbox"/> 死別・離婚<br>(*戸籍全部事項証明書等) | <input type="checkbox"/> 疾病<br>(*診断書等) | <input type="checkbox"/> その他 ( )         |

## 2 申立内容

枠内に保護者等の家計急変に至る事由を記入してください。

(いつから、どのような理由で、保護者等の収入にどのような影響があったのか等)

【例】保護者等2人ともに住民税に課税があり、ともに家計急変事由(失職、疾病)がある場合  
(申請者名)は2024年1月下旬に勤めていた会社が倒産し、2月から収入がなくなった。現在は再就職しているが、昨年度に比べて給与が低く、今後しばらくは収入が回復しない見込み。  
(配偶者名)は2024年4月19日に(病名)と診断された。10月末まで休職のため減収する。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

会社名

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

※ 収入減及び疾病等による休職の場合は、お勤め先に証明を受けてください。

※ 個人事業主の方は、代表者として証明をしてください。

## 家計急変事由別の添付書類例

### 減収

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・(給与と所得者の場合)家計急変後の給与所得見込証明書(減収が発生した月から向こう1年間分)(※)  
提出できない場合は、家計急変後の会社発行の給与明細(減収が発生した月から3ヶ月分)
- ・(事業所得者の場合)急変後向こう1年間の事業所得見込証明書(※)

及び直近の確定申告書のコピー

※減収の発生が前年の場合、今年の1月から12月の(給与・事業)所得見込証明書を提出してください。

### 失職

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・離職票2又は雇用保険受給資格者証(離職日、離職区分(離職コード)が確認できるもの)

※自己都合退職の方は対象外です。

なお、病気やけがを原因とした失職は、疾病で申請できることがあります。

- ・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書(向こう1年間分)  
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

### 疾病による減収・失職

減収又は失職と同様の提出書類に加え、以下を提出してください。

- ・診断書(※)又は通院の事実がわかる書類(3ヶ月分)
- ※診断名、就労不能期間(いつからいつまでか。回復の目途が立たない場合はその旨を記載してあるもの)

### 死別・離婚

- ・申立書
  - ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
  - ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
  - ・戸籍全部事項証明書(親権者と子が確認できるもの)
- ※家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

### 被災

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・罹災証明書

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。  
家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。  
上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。